

◇鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 鳥取県森林整備担い手育成基金等の用途を拡大するため、所要の改正を行う。
- (2) 国から交付された交付金等を原資とする基金について、当該交付金等に係る事業の終了時の残額を国に返還するために必要な経費の財源に充てることを当該基金の処分事由に加える。
- (3) 介護保険法の一部が改正され、平成24年度に限り、財政安定化基金を取り崩すことができる特例が定められたことに伴い、鳥取県介護保険財政安定化基金の処分の特例を定める。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり基金の名称、設置目的及び処分事由を改める。
  - ア 鳥取県森林整備担い手育成基金の設置目的に、間伐等を推進し、森林整備の担い手の育成を図ることを加えるとともに、運用益金として積み立てられた額であって現に存するものの合計額に相当する額の範囲を超えて処分できるものとする。
  - イ 鳥取県環境学術研究基金の名称を鳥取県環境学術等研究基金に改め、その設置目的に、地域の課題に関する調査研究に対する助成等を行い、個性豊かな地域社会の形成に資することを加える。
  - ウ 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金の設置目的に、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針の作成及び当該方針に定める施策の実施に必要な費用に充てることを加える。
  - エ 鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金の設置目的に、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てることを加える。
- (2) 国から交付された交付金等が基金の原資となっているものは、当該交付金等を国に返還するために必要な経費の財源に充てるため、当該基金を処分することができるものとする。
- (3) 鳥取県介護保険財政安定化基金については、平成24年度に限り、その一部を処分することができるものとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする（4）の一部を除き、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 次の事項を主な内容とする地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
  - ア 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長等
  - イ 過疎地域の路線の運行の用に供する一般乗合用バスの取得に係る自動車取得税の非課税の適用期限の延長
  - ウ 自動車税のグリーン化の特例の延長
- (2) 個人県民税の寄附金税額控除の適用対象に、県内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人等に対する寄附金を追加する。
- (3) 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、平成26年度から平成35年度までに限り、個人県民税の均等割の税率を引き上げる。

2 条例の概要

- (1) 地方税法の一部改正に伴う事項
  - ア 不動産取得税の特例措置に関する事項
    - (ア) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置を3年延長する。
    - (イ) 住宅又は土地の取得に係る3パーセントの軽減税率の特例措置を3年延長する。

イ 自動車取得税の非課税に関する事項

過疎地域の路線の運行の用に供する一般乗合用バスの取得に係る非課税措置の適用期限を2年延長する。

ウ 自動車税の環境税制に関する事項

自動車税のグリーン化の特例を受ける対象を、より環境負荷の小さい自動車に重点化するとともに、特例の適用期間を2年間延長する。

(2) 県内に事務所又は事業所を置く認定特定非営利活動法人等に対する寄附金について個人県民税の寄附金税額控除の対象とする。

(3) 平成26年度から平成35年度までの間、個人県民税の均等割の税率を500円引き上げる。

(4) 鳥取県行政手続条例に規定する処分の理由の提示をこの条例による処分にも適用する。

(5) 障害者自立支援法の一部改正に伴い、自動車税の課税免除の対象を定めた規定中、引用する障害者自立支援法の法律名及び根拠条項を改める。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日等

ア 施行期日は、規則で定める日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。

(ア) (6)に関する事項 公布日

(イ) (2)、(3)及び(5)に関する事項 平成24年4月1日

(ウ) (4)に関する事項 平成25年1月1日

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下である職員（以下「行政職2級以下職員」という。）及び行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職2級以下職員に相当するものの給料月額を1.6パーセント引き下げる。

イ アに該当する職員以外の職員の給与を1.9パーセント引き上げる。

(2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

給料表の切替えに伴う経過措置を廃止する。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。

イ (2)に伴い、平成25年3月31日までの間、給料月額がこの条例の施行の日の前日の給料を1万円を超えて下回る場合は、その額から1万円を差し引いた額を支給する。

ウ その他所要の経過措置を講じる。